

**第214回 横浜市個人情報保護審議会会議録**

<p>議 題</p>	<p><b>1 会議録の承認</b></p> <p><b>2 報告事項</b></p> <p>(1) 個別説明事項 報告案件1 未収債権管理システム稼働開始に伴う運用保守業務委託について</p> <p>(2) 書面報告事項（個人情報取扱事務の委託（条例第5条第1項第1号））（78件）</p> <p>(3) 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・削除</p> <p>ア 個人情報取扱事務開始届出書（25件）</p> <p>イ 個人情報取扱事務変更届出書（21件）</p> <p>ウ 個人情報ファイル簿作成報告書（1件）</p> <p>エ 個人情報ファイル簿変更報告書（10件）</p> <p>オ 個人情報ファイル簿削除報告書（8件）</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和6年1月17日記者発表分まで）</p> <p>(2) 個人情報取扱特記事項第6条第4項に定める「別に定める事項」について</p>
<p>日 時</p>	<p>令和6年1月31日（水）午後2時から午後3時まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>市庁舎18階共用会議室 みなと6・7</p>
<p>出席者</p>	<p>中村会長、板垣委員、大谷委員、加島委員、鈴木委員、三品委員、吉田委員</p>
<p>欠席者</p>	<p>後藤委員、永井委員</p>
<p>事務局</p>	<p>三島市民情報室長、小林市民情報課長、前田市民情報課担当課長ほか</p>
<p>開催形態</p>	<p>公開（傍聴者なし）</p>
<p>決定事項</p>	<p>・報告事項及びその他について、了承する。</p>
<p>議 事</p>	<p><b>【開 会】</b></p> <p>（事務局） それでは、ただいまから第214回横浜市個人情報保護審議会を開始します。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。本日は、後藤委員、永井委員から御欠席の連絡をいただいておりますが、委員7名に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。また、本日は傍聴人はおりません。</p> <p>（中村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。本日もWEB会議により開催いたします。</p> <p><b>1 会議録の承認</b></p> <p>（中村会長） それでは、議事に入ります。はじめに、第213回審議会の会議録につきまして、既に送付済みですが、何か御意見はございますか。御意見がなければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） &lt;異議なし&gt;</p> <p>（中村会長） それでは、承認といたします。</p>

## 2 報告事項

### (1) 個別説明事項

#### 報告案件 1 未収債権管理システム稼働開始に伴う運用保守業務委託について（財政局財政課）

(中村会長) それでは、「2 報告事項」の(1)個別説明事項の報告を行います。最初に報告案件1「未収債権管理システム稼働開始に伴う運用保守業務委託について」の御説明を事務局からお願いします。

(事務局) <所管課及び確認箇所について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました報告案件1に関する横浜市が講じる安全管理措置等について、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(板垣委員) 個別説明事項資料の5ページで、強制徴収公債権と非強制徴収公債権、私債権があります。強制徴収公債権は下水道利用料ぐらいで、あまりない気がします。

(所管課) そうですね。強制徴収公債権は少ないかと思えます。

(板垣委員) 非強制徴収公債権や私債権には、市営住宅の家賃や水道料金は入らないのですか。

(所管課) 市営住宅は、市営住宅側のシステムで管理しています。今回のこのシステムには入りません。水道料金もそうです。

(板垣委員) 学校の給食費はどうですか。

(所管課) 給食費は入ります。

(板垣委員) 市営住宅と水道は私債権の大部分を占めていますが、そこから外れるようなものを今回システム化しようということですね。

(所管課) そのとおりです。

(板垣委員) 多くないものはどうしているのか、確かによく分からないところがあります。実務的にもいいことかと思えます。その見込みが大体、年1万件ぐらいですか。

(所管課) 多めに見た予想ではあります。ここまではいかないかなとも思えます。

(板垣委員) 横浜市には約380万人も住んでいるので、380人に1人が対象になるということです。今後の運用等も注視していきたいです。税や保険の滞納の通知を、同姓同名の人に誤送付してしまう事故が時々あります。注意してください。

(三品委員) 7ページの「9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容」に「緊急時ポータル」についての記載があり、「アクセス」という表現があります。何かあったときに会社内のシステムのようなところで緊急時ポータルへアクセスし、マニュアルを確認するということでしょうか。

(所管課) そのように聞いています。

(三品委員) パソコン紛失時の例が挙がっていますが、会社支給のパソコンをなくしてしまったら緊急時ポータルにアクセスできなくなると思います。もちろん、他の人がアクセスして対応するのですが、具体的にどのような対策なのでしょう。

(所管課) 個人の端末からアクセスできるのか、支給された端末からしかできないのかまではヒアリングできていません。後で確認します。

(三品委員) 災害時対応にも触れられているので、一切見られなくなることはないと思いますが、そのような時に備えて紙ベースで持っておくのも検討されたほうがよいかもしれません。

(所管課) 予備に持っておくのはいいのかなと思います。電気が止まってしまうとパソコン等が使えません。自分の手帳等に入れておくのも一つの手かと思います。どのような状況でも対応できるようにしておくことは必要です。

(加島委員) 税務や国保については別システムということでした。他のシステムと名寄せはするのですか。

(所管課) しません。

(加島委員) 個人情報を扱う作業は全て市役所内で行うとのことでした。受託者による個人情報の持ち出し防止について、市でマニュアルは作っているのでしょうか。

(所管課) 契約の中で取り決めをしています。基本的に持ち出さないことが前提ですが、持ち出すのはこちらが許可した場合に限ります。

(加島委員) 昨年11月に、東京都のパスポートセンターで、受託者が住所、氏名、移動先を付せん紙に書いたものを持ち出して、1,920人分の個人情報が漏えいしました。市役所内で作業しているからといって安心しないほうがよいです。市職員がきちんと監視し、出入り時の身分検査、紙の持ち出しやスマホの持ち込みをチェックしてください。このようなことは、マニュアル上に記載しないといけないと思いました。

(所管課) 入館はICカードが必要です。カードの貸出しはこちらで管理します。今のところは、出るときの手荷物検査までは考えていませんが、貸し出したカードを返しに来たときにチェックしたほうがよいと感じました。

(加島委員) できれば、防犯カメラのようなものを常時オンにしておくことも必要かと思います。

(所管課) そこは検討の余地があるかと思います。

(加島委員) 当該パスポートセンターも入館についてはきちんとチェックしているとは思いますが、小さな付せん紙に個人情報を書いて持ち出したことについては、職員では分からないですよ。性善説もいいですが、そういうことが行われることも、ある程度は想定した上で管理をきちんとしたほうがよいです。税務や国保の滞納者ではないので、情報としてはそれほど重くはないのかもしれませんが、民間企業も不良債権を抱えているので、滞納情報はすごく重要です。滞納者は税金だけでなく、他のものも滞納している場合が多いので、最終的には財産調査で取り合いになります。そのような情報の管理はきちんとしておかないと、後で大事件を起こすことにもなりかねません。

(中村会長) この未収債権管理システムで取り扱う個人情報について、5ページでは財産調査や分納誓約等、色々あります。例えば、債権が発生した後、対象者が生活保護を受けるようになった等の情報はこのシステムで扱いませんか。

(所管課) 扱いません。

(中村会長) 分納の対象者や、財産があるから分納は認めないという情報は、このシステムでは全然扱わないですか。

(所管課) 情報を聞いたら登録はしますが、管理する前提で作ってはいません。  
(中村会長) 情報を聞いたら登録する可能性はあるのですか。  
(所管課) はい。  
(中村会長) 強制徴収するとなると、その対象者の財産や銀行預金もシステムの中の記録として入ってくる可能性があるのではないかと思います。事務開始届出書で、「氏名、住所、電話番号、その他（債権情報）」等書かれていますが、それ以外のところにチェックをしておかなくてよいのですか。全く取り扱う可能性のないものにまでチェックする必要はないですが、相当程度、取り扱う可能性があるものはチェックしたほうがよいと思います。  
(所管課) そうかもしれません。  
(事務局) システム上、そんなに色々なことを記録するものではなく、職員が聞くことがあってもここに記録されるわけではないですよ。滞納整理をしていると、色々な情報を把握することがあると思います。把握したことをシステムに記録するのであればチェックを入れたほうがいいでしょう。聞き流してしまうのであれば入れることはないと思います。もう少し精査したほうがいいです。  
(所管課) 確認します。  
(中村会長) 他に御質問等なければ、報告案件1については、事務開始届の精査をアドバイスとして述べさせていただくということによろしいでしょうか。  
(各委員) <異議なし>  
(中村会長) 御報告ありがとうございました。

## 2 報告事項（2）（3）

### 3 その他（1）

(中村会長) それでは次に、「2 報告事項（2）、（3）」、「3 その他（1）」についての報告を行います。事務局から説明をお願いします。  
(事務局) <資料に基づき説明>  
(中村会長) ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思えます。  
(大谷委員) 別冊3の69ページ記載のUSBメモリの紛失については、私物のUSBメモリに患者の要配慮情報を記録すること自体、適正に手続を経て行われたのでしょうか。  
(事務局) 私物のUSBメモリの使用自体は禁じられていません。病院では、どういう研究の目的でどんな情報を持ち出すのか確認する手続を定めていましたが、この医師は、手続をせずに持ち出していました。  
(大谷委員) ルールを守らない医師がいたときのための、物理的・技術的な手段が不十分だというのが現状ですね。  
(事務局) そうです。  
(大谷委員) 大変遺憾です。再発防止策も不十分だと思います。紛失の経緯も記者発表資料からは十分に理解できません。あえてこうしているのでしょうか。  
(事務局) 横浜市と連名の記者発表にはなっていますが、横浜市が関与しているのは末尾のところだけで、なんとも申せません。みなと赤十字病院については、

指定期間が 30 年と非常に長いこともあり、指定期間が 5 年程度の一般の指定管理施設に比べ、独立性が高いことも影響しているかもしれません。

(大谷委員) 市が指導しても、そのとおりにいくとも限りません。時間が経ってから状況をヒアリングする等、監督や介入を強めてもらえればと思います。

(板垣委員) 指定管理は私の専門の研究分野でもあります。

赤十字社に「指定管理をやめる」と言われると、横浜市はかえって困ることもあり、力関係が弱いのもかもしれませんね。でも、制度趣旨からしても、市は厳しく監督するべきです。

医師が適正な手続を踏まずに情報を持ち出すことができる状態にあるというのも、論外です。

指定管理者が適正に行えないとすると、直営でやるのかって話になりますが、その選択肢が事実上はないことも想像に難くありません。であれば、だからこそ、横浜市としては指定管理者を厳しく指導、監督してほしいです。

個人情報保護法は、当然赤十字社にも及びますし、ちゃんとしてもらわないといけません。適正に対応してもらおう方向になるよう、申し述べます。

(事務局) 審議会でこういう議論があった旨も担当局に伝え、善処を促します。

(吉田委員) 「USB メモリにロックをかけたか分からない」との記載があります。こんな大事なことが分からないって、あり得ますかね。変に誤魔化さず、ミスはミスで認めるべきです。今後、USB メモリへのパスワードロックは当然のことでしょうが、何かあったときには、不誠実な記載を避けてもらいたいです。

(事務局) おっしゃることはわかります。

(鈴木委員) 赤十字社ほどの規模の法人や大企業の場合、ルールを決めて、現場に浸透させるには、相当な労力がかかります。本部にルールは存在しても、現場では誰も知らないような実態もあるということ、中には、ルール自体の存在も怪しい現場も多く存在することは、改めて認識してもらいたいです。委託先の監督に当たっては、ルールの存在だけでなく、浸透させる努力をしているかどうか、フォローしていただきたいです。

(事務局) きれいなルールだけ作って、放っておいたのでは何の意味もありません。モニタリング等も考えていきたいと思います。

(加島委員) 今月、横浜市関連で新聞記事になっているものが 3 件あります。1 件は今のみなと赤十字病院です。2 件目は NHK の情報で、1 月 23 日、生活保護受給者書類を別人宅に誤投函したものです。これは次回報告されるということでしょうか。

(事務局) はい。

(加島委員) 3 件目は、1 月 12 日に産経新聞に出ていたもので、「教諭、生徒 42 人のテスト解答を紛失、許可なく持ち出し」です。これは産経新聞が独自取材で発表したものですか。

(事務局) そのとおりです。横浜市としてはまだ記者発表はしていません。

(加島委員) 第三者評価委員会で学校の評価をしたばかりでまたこういう事故が起きました。詳細について資料があれば、次回の審議会や第三者評価委員会で報告してもらいたいです。

(中村会長) 他に御質問等がなければ、以上でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

	<p>(中村会長) 御報告ありがとうございました。</p> <p><b>3 その他(2)</b></p> <p>(中村会長) それでは次に、「3 その他(2)」についての報告を行います。事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局) &lt;資料に基づき説明&gt;</p> <p>(中村会長) 前回よりもかなり限定的になった感じがしています。他に御意見がないようでしたら、一旦この形で策定し、随時より良いものにしていくということでもよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) &lt;異議なし&gt;</p> <p>(中村会長) 本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 次回の日程でございますが、令和6年2月28日水曜日の、午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> <p><b>【閉会】</b></p>
<p>資料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第214回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第214回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和6年2月28日(水)午後2時からWEB会議の方法により開催予定</p>

本会議録は令和6年2月28日第215回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。